

# 令和2年第9期事業報告

令和2年4月1日  
至令和3年3月31日

令和3年6月19日  
一般社団法人輝水会

## I 法人の概況

当法人は2012年(平成24年)7月11日に設立し、令和3年3月31日、令和2年第9期事業年度を終えた。

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症(coronavirus disease 2019、以下 COVID-19)の感染拡大に伴い関連施設が閉鎖になるという、かつて経験したことのない状況の中、当期事業計画を見直すため Web 会議を頻繁に行い、当法人の社会的役割を再考した。その中で、当法人設立当初の原点、及び当法人の目的を達成するため公益目的事業を一つずつ確認した。2020年の4月7日から5月25日まで発出されていた緊急事態宣言解除後、7月より事業活動をすべて再開し、COVID-19が収束していない状況であっても感染対策を万全に行うことで、前期とほぼ変わらない参加人数の活動を継続することができた。

かねてより当法人は、脳損傷や神経・筋疾患などにより生活機能(心身機能・構造、活動、参加)に課題のある人を対象に、健康づくりに特化した制度の隙間を埋めていくインフォーマル(制度化されていない)なサービスを開発している。

そこで、当期公益目的事業として、基幹事業の水中リハビリテーション及びリハビリテーション・スポーツ事業、並びにこれらの事業を支援し必要な能力開発を行う事業等を、以下の柱立てのもと実施した。

- (1)リハビリテーション・スポーツの実施・調査研究及び普及・促進事業
- (2)水中リハビリテーションの実施・調査研究及び普及・促進事業
- (3)上記支援及び能力事業(講義・講演・研究発表等)

## II 重要な報告事項

### 1. 公益財団法人世田谷区保健センターとの連携協定における事業

当法人は、2017年(平成29年)6月に公益財団法人世田谷区保健センター(以下、「保健センター」という)間において、新たな障害者の健康づくりのプログラムの推進に係る、障害者のリハビリテーション・スポーツプログラムの普及・推進に関する連携協定を締結し、本年で4年目を迎えた。世田谷区が推進する「障害のある人の健康づくり」の一環として、本連携協定に基づき区内の既存の集会室や体育館等を使用し、世田谷区在住の当事者、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に「リハビリ・スポーツ講座」を毎年開催してきた。

当期は断続的に COVID-19の感染拡大が続く状況にあったが、感染対策を万全に行うことで COVID-19感染者やクラスターを出すことなく開催し、講座終了後の参加者の自主活動の拠点を(松原・若林・希望丘・奥沢)4地域へと拡充することができた。

### 2. 令和2年年度寄附金について

賛助会員2名、より、計8,000円の寄付があった。

	入金日	氏名 (敬称略)	金額(円)
賛助会員	6月12日	(株)夢子	3,000
賛助会員	8月17日	長谷川 幹	5,000
		合計	8,000

令和2年度の寄付金の主な使途は、以下の通りである。  
公認会計士からのアドバイス費用の一部。

### Ⅲ各事業の活動報告

#### (1)リハビリテーション・スポーツの実施・調査研究及び普及・促進事業

①保健センターとの連携協定に基づく「新たな障害者の健康づくりのプログラムの推進に係る、障害者のリハビリテーション・スポーツプログラムの普及・推進」として「リハビリ・スポーツ講座」を令和2年9月4日～10月23日までの毎週金曜日、全8回開催した。

【場 所】奥沢地区会館大会議室

【スタッフ】手塚理事長(輝水会社員)、石澤(保健センター運動指導員)、看護師

【参加者数】6名(男性2名、女性4名)

#### ② 自主グループ活動支援事業

「リハ・スポーツ講座」終了後の自主活動への支援とサポート

平成28年度～令和2年度の「リハ・スポーツ講座」に参加終了者の自主活動は、COVID-19による緊急事態宣言解除後6月より再開し、2021年3月現在、松原・若林・希望丘・奥沢の4地域において、毎週1回の活動を続けている。障害のある人・高齢者・サポート者延べ322名が活動に参加した。活動拠点を拡充したことで、COVID-19が収束しない中でも、昨年とほぼ同様の参加者の活動を継続できた。

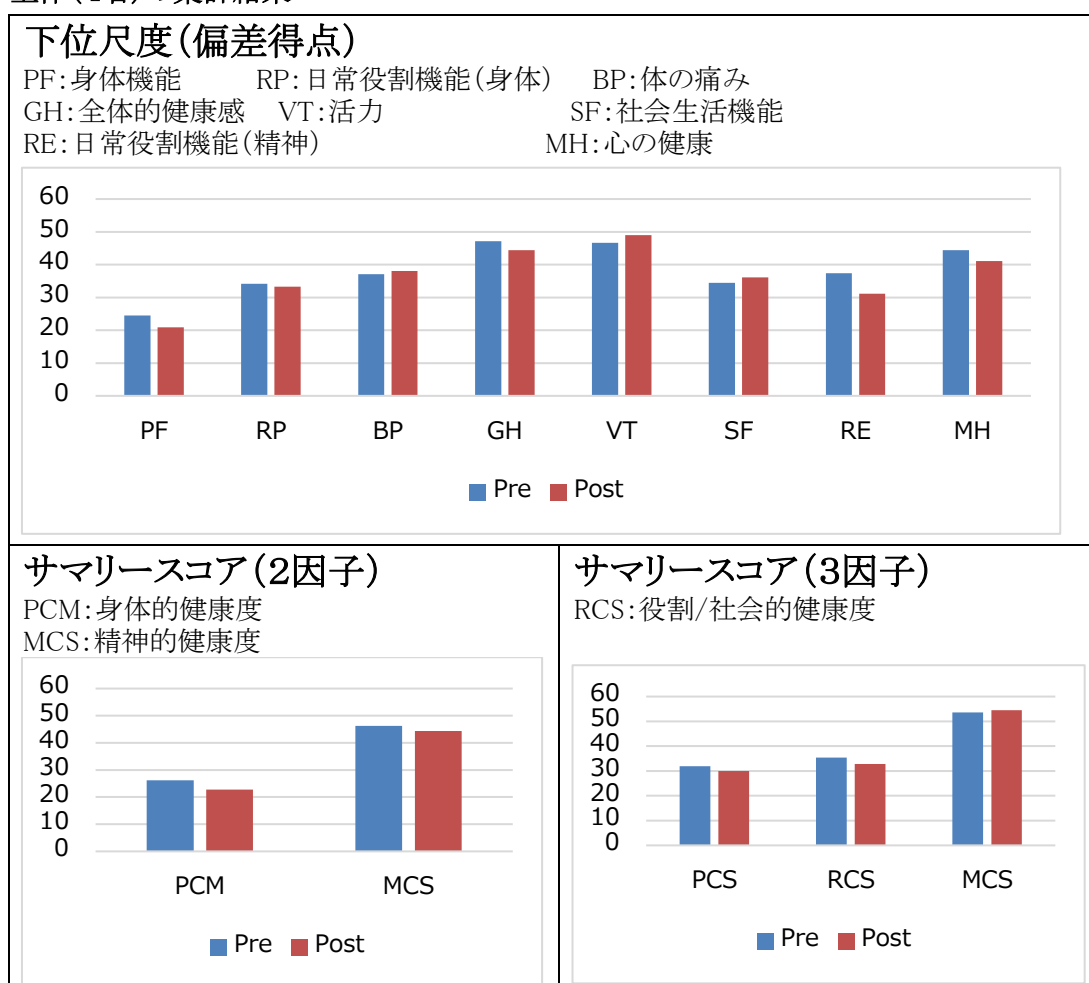
#### ③ リハビリテーション・スポーツの効果検証(健康関連 QOL[SF-36])

##### 令和2年度「リハビリ・スポーツ講座」SF-36集計結果

令和2年度は5名の参加があった。途中参加1名を除く4名を分析対象とした。また、2019年度より3クールにわたって12名のデータをもとに自己効力感についての調査を実施し、修士論文として発表した。今後、学会発表や論文投稿予定である。

	年齢	性別	身体状況	手帳	介 助 者	特記事項
1	86	女	リウマチ、肩があがらない	なし	なし	
2	80	女	変形性膝関節症の術後5年 杖歩行、自転車使用	なし	なし	
3	64	男	脳梗塞後4年 電動車いす、介助で4点杖歩行	1級	妻	三茶リハクリニック からの紹介
4	73	女	恥骨骨折後2年 椎間板ヘルニア、左足しびれ	なし	なし	
5	72	男	左足骨折後1年(リハビリ終了) 左足首重度関節症	なし	なし	途中参加

### 1. 全体(4名)の集計結果

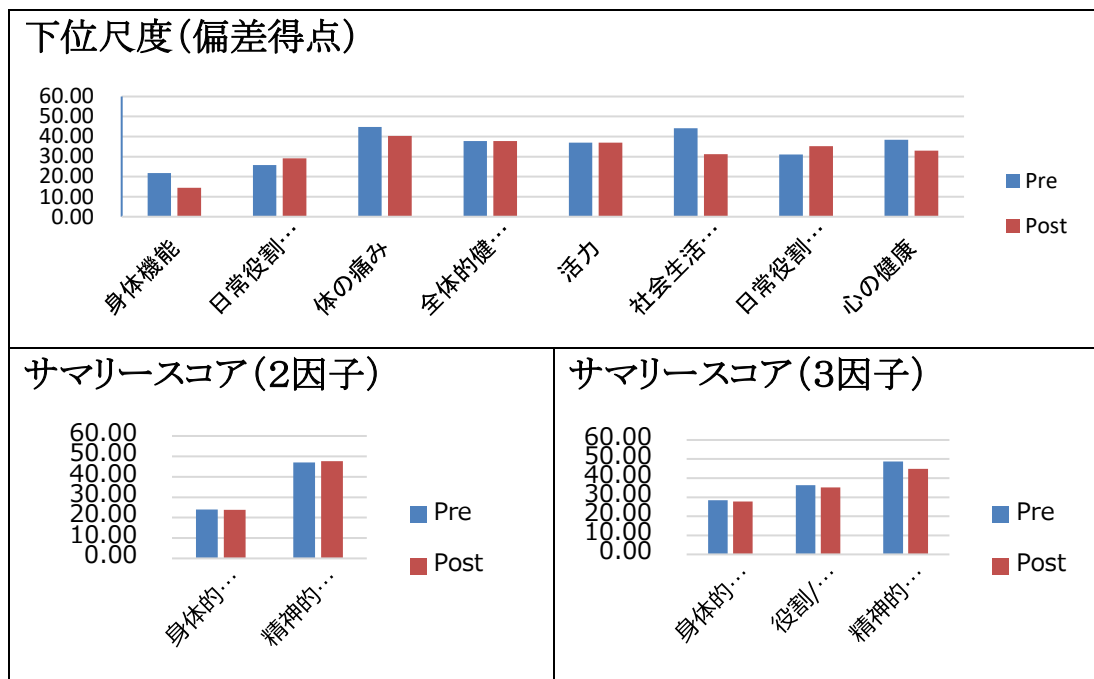


4名という少ないデータの平均であるが、集団の特性として全体的健康観、活力、精神的健康が高く、身体的健康が低い傾向がみられる。なお、5回(5週)という短期間であるため、変化をとらえ

ることは困難である。

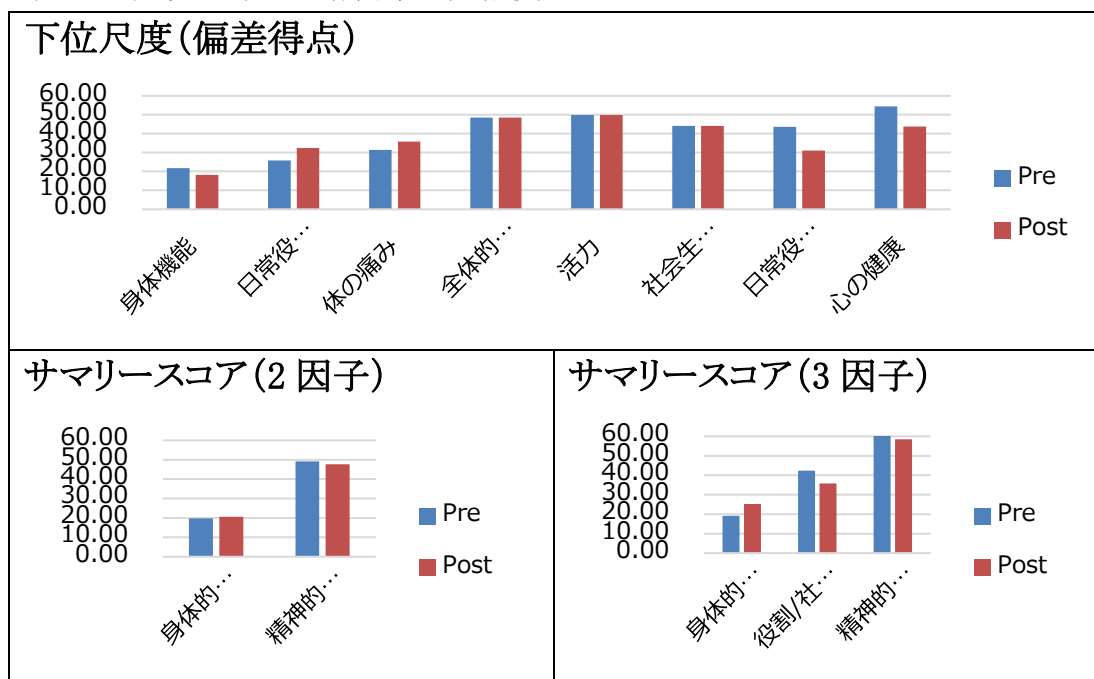
## 2. 個別の集計結果

参加者1:86歳 女性 リウマチ



日常役割機能(身体・精神)に改善がみられることから、普段の行動が活動的になっている可能性がある。

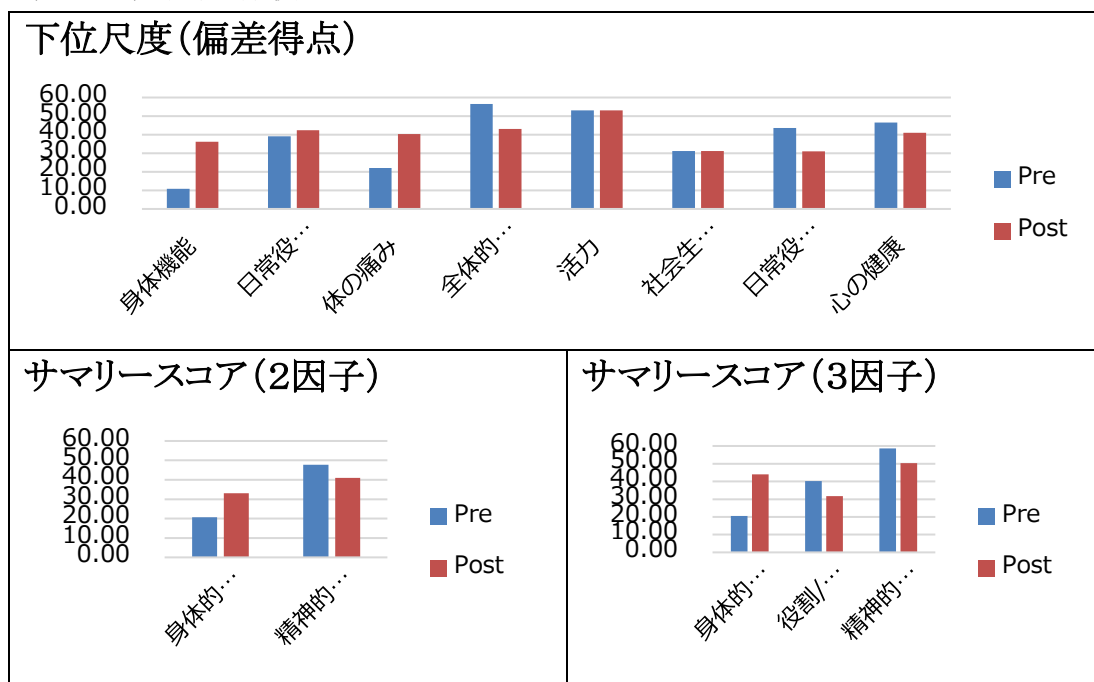
参加者2:80歳 女性 変形性膝関節症(手術後)



身体の痛み、日常役割機能(身体)に改善がみられる。運動によって膝の痛みが軽減し、活動に

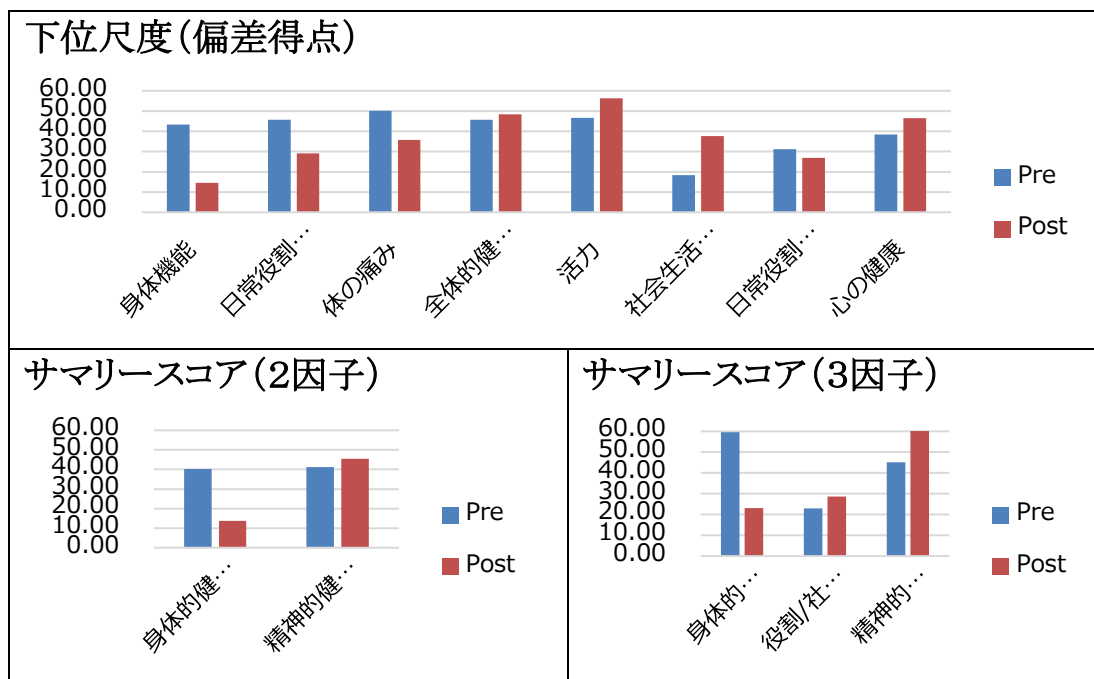
対して積極的になっていることがうかがえる。

参加者3:64歳 男性 脳梗塞



身体機能、身体的健康度が目覚ましく改善している。スポーツを通して、日常生活では生じない身体活動が引き出され、出来る動きが増えている。

参加者4:73歳 女性 椎間板ヘルニア、恥骨骨折



活力、社会生活機能、心の健康に改善がみられる。半面、身体機能はむしろ悪化しているが、仲間と楽しんだ経験が心を癒し、活力を向上させていると考えられる。

## (2) 水中リハビリテーションの実施・調査研究及び普及・促進事業

### ① 当事者が水中運動を行うきっかけ作りと社会参加促進の実施

緊急事態宣言解除後、令和2年7月～令和3年3月の毎週水曜日午前に開催し、延べ115名の参加があった。(世田谷区立保健センター障害者専門相談課と連携)

### ② 水中リハビリリモート講習会の実施

令和2年3月17日、当事者・医療従事者・福祉専門職・運動指導者を対象にした「輝水会の取り組む水中リハビリ-水中アビリティエクササイズ講習会」ZOOM講習会の実施

## (3) 上記支援及び能力事業(講義・講演・研究発表等)

### ① 国リハ脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程講義

2020年10月26日(月)脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程「専門科目3 生活再構築のための支援技術」を、①脳卒中者の視点から考える生活の再構築について(三嶋元理事)②スポーツボッチャ体験を通じ人の多様性を認めあう実体験から気付きを得る(手塚理事長)③気付きを明日からの行動につなぐワークショップ(小川理事)の構成で行った。

### ② 「しまね高次脳機能障害リハビリテーション講習会」講師として三嶋元理事派遣依頼(損保協会助成事業)

11月21日、22日出雲において高次脳機能障害の研修会に参加し三嶋元理事が、『脳損傷者のリカバリー～主体性の回復に向けて～』について講演及び高橋幸男医師との対談を行った。

### ③ せたがや福社區民学会第12回大会(リモートによる開催)において発表を行った。

・演題:「双方向で考える共生社会-障害当事者の視点から見た地域社会における共等-」

発表者:元理事:三嶋完治

・演題:「双方向で考える共生社会-スポーツを通じ気づく支援者の在り方-」

発表者:手塚理事長

### ④ 世田谷区リハビリテーション専門3職種年次総会講演

3月15日、世田谷南部地区リハビリテーション専門職(PT/OT/ST)に向け「人の多様性を包括する地域づくり-リハビリテーション・スポーツの取り組み-」と題し、スポーツを通じ共生社会に向けた取り組みを手塚理事長が講演するとともに、自主グループ参加者のインタビュー映像を流し活動の周知を図った。

⑤ボッチャ体験を通じた共生社会作り

2021年3月25日世田谷区若林あんしんすこやかセンターより依頼のあった、ボッチャを用い、地域の障害のある人及び高齢者並びに職員の体験会を行い、交流を図り、今後の通いの場のきっかけ作りを行った。

⑥コロナ禍における人と人のつながりを絶やさないオンライン講習会

九品仏まちづくりセンター(11月21日、28日、12月4日)、北沢社協(3月18日)より依頼があり、COVID-19が収束しない状況において人と人との交流が断たれることを懸念し、オンラインなど形を変え交流を持てるようにするため、ZOOM 会議システムを用いて当法人社員の笹島氏協力のもと、地域のサポーター等に講習会を行った。

#### IV 会員等異動

1. 正会員及び賛助会員異動

	令和2.4.1現在	入会	退会	令和3.3.31現在
個人正会員	42	9	3	48
団体正会員	0	0	0	0
賛助会員	3	0	0	3

2. 役員異動

	令和2.4.1現在	退任	新任	令和3.3.31現在
理事	3	0	0	3
監事	1	0	0	1
役員合計	4	0	0	4

#### V 会議等開催状況

1. 平成31(2019)年第8期定時社員総会

令和2年6月20日13時00分から、東京都世田谷区において、平成31(2019)年第8期定時社員総会を開催した。



社員の総数	42名
総社員の議決権数	42名
議決権を行使できる社員の数	42名
議決権を行使することができる社員の議決権数	42個
出席社員数(委任状による出席を含む)	37名
出席社員の議決権数	37個
出席理事	手塚 由美(議長兼議事録作成者)、 小川 彰、木畑 実麻
出席監事	山中 章江

定刻、代表理事手塚由美から本日の定時社員総会は定款第12条の規定する定足数に達している旨の報告があった。次いで、定款第14条の規定により、代表理事手塚由美が議長席につき、本会は適法に成立したので開会すること、定款第17条2号の規定により議事録署名人として、木畑実麻氏及び小川彰氏を指名する旨を宣言し、直ちに議事に入った。

#### 決議事項

第1号議案 平成31(2019)年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

##### 事業報告及び計算書類承認の件

議長は、まず山中監事に監査報告を求めたところ、山中監事より事業報告及び決算報告について監査報告書記載のとおり、特段あらためて指摘すべき事項はない旨報告があった。

続いて、議長より当期における事業状況を事業報告及び附属書類により詳細説明報告し、下記の書類を提出して、その後承認を求めたところ、満場一致で原案のとおり承認した。

1. 貸借対照表
2. 正味財産増減計算書
3. 販売費及び一般管理費明細書
4. 勘定科目内訳明細書

##### 第2号議案 理事選任の件

議長より、本社員総会の終結をもって任期満了に伴い理事3名を選任したく議場に諮ったところ、満場一致の賛成を得て原案通り承認可決した。

選任された理事については、その場で就任を承諾した。

##### 選任された理事

手塚 由美      小川 彰      木畑 実麻

## 2. 理事会(年間全6回)

### 【令和2年度第1回通常理事会】

- ・日時 令和2年5月9日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢 8-30-10 本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、木畑
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 平成31(2019)年度第8期事業報告及び決算報告承認の件、平成31(2019)年第8期定時社員総会招集の件、その他

### 【令和2年度第2回通常理事会】

- ・日程 令和2年6月20日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、木畑
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 代表理事選定の件、理事管掌体制の件、その他

### 【令和2年度第3回通常理事会】

- ・日程 令和2年9月12日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、木畑
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 新規個人会員入会希望の件、スミセイコミュニティスポーツ助成金応募の件、その他

### 【令和2年度第4回通常理事会】

- ・日程 令和2年11月14日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、木畑
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 新規個人正会員入会希望の件、一般社団法人日本損害保険協会助成事業[しまね高次脳機能障害リハビリテーション講習会]の件、その他

### 【令和2年度第5回通常理事会】

- ・日程 令和3年1月30日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、木畑

- ・出席監事 山中
- ・主な内容 公益になる意義の件、新規個人会員入会希望の件、令和3年年度事業計画・予算案素案の件、その他

#### 【令和2年度第6回通常理事会】

- ・日程 令和3年3月27日
- ・場所 東京都世田谷区奥沢8-30-10本部事業所エレメンタルスタジオ内
- ・出席理事 手塚、小川、木畑
- ・出席監事 山中
- ・主な内容 令和3年度事業計画書・予算書承認の件、新規個人正会員入会希望者承認の件  
その他

### 3. 役員名簿(令3年3月31日現在)

理事長(代表理事)	手塚 由美
理事(常務研究理事)	小川 彰
理事	木畑 実麻
監事	山中 章江

## VI 次期事業計画及び今後の展望

次期事業計画について、基本方針(基本計画)は2011年(平成23年)に改正した障害者基本法第11条3項及び翌年施行した障害者総合支援法第77条1項1号及び2号並びに9号をもとに構成されている。これらの条項実施主体は、いずれも地方公共団体(世田谷区)であり、当法人の事業計画は民間が担う公共を意識した構造になっている。(別添図参照)

すなわち個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたる中、行政やNPOを中心とした民間非営利部門だけでは、社会のニーズを満たし課題をこなすことが難しくなっており、多様なサービスを提供することができる存在として、自由で自発的な活動に根差す民間が担う公共の役割が重要となっている。

そこで当法人は設立以来、民間が担う公共に適う組織運営により、既存のサービスの対象外になりがちだった障害のある人、生活機能に課題のある人を対象に、健康づくりに特化した制度の隙間を埋めていくインフォーマル(制度化されていない)なサービスを開発している。

障害者総合支援法第77条(市町村の地域生活支援事業)第1項では、自発的活動に対する支援を行う事業(二号)、理解を深めるための研修及び啓発を行う事業(一号)、創作的活動又は生産活動の機会の提供(九号)、社会との交流の促進事業を定めている。厚生労働省が提示している障害者福祉の地域生活支援事業一覧(市町村対象事業一覧)の必須事業において、上記条文に対応するのが1. 自発的活動支援事業、2. 理解促進研修・啓発事業、10. 地域活動支援センター機能強化事業である。次期事業計画では、公益認定の申請に向けて公益目的事業の定義を見

直すとともに、その事業展開を上記3つの必須事業に対応させ、『サービス開発』(社会参加プログラム開発)、『福祉人材育成開発』(相互能力開発)『地域開発』(地域連携開発)として整理する。一方、現在当法人が実施している「リハビリ・スポーツ教室」(以下、「教室」)や水中リハビリテーションなどの基幹事業は、厚労省が任意事業の「社会参加支援」の一つである「スポーツレクリエーション教室開催等」に相当する。よって、任意事業を基幹事業としつつも、その事業展開は必須事業の達成に貢献することで、民間が担う公益の役割を果たす。

次期事業年度は、前期繰越金190万円を計上し、令和3年4月2日から活動を開始する。当法人の基幹事業の一つであるリハビリテーション・スポーツについて、保健センターとの連携協定に基づく、障害のある人を対象とする健康支援プログラム(「リハビリ・スポーツ講座」)は、年1回程度世田谷区内で実施する(次期は、10月予定)。この活動とは別に、次期から当法人独自に「リハ・スポーツ教室」の実施を計画し、小川理事が中心となって公益財団法人住友生命健康財団(以下、「スミセイ」という)による「2020年 スミセイコミュニティスポーツ推進助成プログラム～コミュニティスポーツによる健やかな暮らしと文化の醸成～」助成制度に応募した結果、当期助成金が下りた。

スミセイではコミュニティスポーツを、「地域において様々な人々が、楽しみながら参加・交流し、スポーツを通じて一人ひとりの健やかな暮らしの実現を目指す取り組み」と捉え、本助成プログラムでは、スポーツを楽しむ文化が地域に根つき、社会の新しい価値を創り出すような取り組みを応援することを趣旨にしている。今回応募したプロジェクトの枠組みは、【特定】「心身の障害や長期療養などにより社会参加が困難な状況にある人と共に楽しめるコミュニティスポーツ」が要件にある。

これまでコミュニティスポーツは、どちらかと言えば障害のある人、生活機能に課題のある人にとって対象外の存在であった。言い換えると、わが国における生涯スポーツ社会の実現を掲げ、平成7年から文科省が所管となりスポーツ振興施策の一つである『総合型地域スポーツクラブ』がある。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブで子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)特徴があり、自治体が応援し地域住民により自主的・主体的に運営されているスポーツクラブである。

スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくり、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核として役割を果たしているが、障害のある人や生活機能に課題のある人にはハードルが高く、また同施策の“スポーツ”に対する考え方が異なっている。

当法人のスポーツに対する考え方は、権利の回復、つまり「復権」にある。スポーツを通じてすべての区民が、障害の有無により分け隔てられることなく、対等に人格と特性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指している。また、スポーツをツールとして、身体的な健康だけでなく、心理的な健康(生活主体者として自らの健康をコントロールすること等)を学ぶ「場」の創設を目指している。

今回の助成は、地域におけるコミュニティスポーツと、その後の自立・発展を目指す1年間のチャレンジコースで、次期に「リハ・スポーツ教室」を5クール実施する予定である。この中で、利用者の理解を得たうえで、小川理事により各人の効果検証をまとめてスミセイに報告し、次は2年間のアド

バンスコースに応募することで、その2年間で世田谷区内に28か所ある社会福祉協議会を拠点として網羅し、世田谷区における「リハ・スポーツ教室」の深化を目指すことも新しい公益法人の姿のあり様と考える。

今回「リハ・スポーツ教室」の開催を世田谷区報で告知するため、世田谷区に申請するべく担当部署を訪問したところ、担当者はすでに当法人のホームページを閲覧しており、「輝水会の活動は、本来世田谷区が取り組むべき事業内容」との好意的な意見があった。

本来民間が担う公共とは、公的資金に頼ることなく自ら活動資金を調達し、「民による公益の増進」による「活力ある社会の実現」に資することが目的であり、同時に社会における助成金、寄附文化の醸成に寄与するものである次期事業計画に掲げている「教室の提案及び提案」とは、「総合型地域スポーツクラブ」(レクリエーションや健康を増進することを目的とした生涯スポーツ)や厚労省が所管する治療訓練を目的にしたスポーツリハビリテーションと一線を画し、スポーツが持つ可能性と新しい自立観と新たな障害観の潮流に沿った障害者支援を融合した、精神的な健康に重点を置いた「健康教育」の一環として普及・促進していく。

一方、民間が担う公共に係る法人自治・自己責任の原則を踏まえ、徹底したガバナンス、アカウンタビリティを保持しながら世田谷区民、社会の人々に信頼され、未来永劫、健全な成長を続けていかれるよう、経営委員会を設置し、当法人に対し監視、助言を続けていく。

また、今後は当法人が公益認定を受けることにより、民間の担う公益の役割を果たし、障害者支援の担い手として、更に積極的な活動を行うことができると考えている。

世田谷区では2013年(平成25年)より、20年後を見据えたあらたな「世田谷区基本構想」を策定している。これは、区民、事業者(法人)、区が今後20年間の公共的指針として、区民、事業者(法人)、区が共有し、本構想で掲げた将来像の実現を目指すものである。本構想では、目標と理念を9つのビジョンにまとめ、その中で「区民が主体的に公にかかわり、地域とのつながりをさらに深め、自立して自治をより確かなものにする」と掲げている。ビジョンの3番目には、「一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする」という記述がある。さらには、「一人ひとりがこころとからだの健康や病気の予防を心がけ、できる範囲で公の役割を担えるような地域づくりを進めます。障害者や高齢者をはじめ、だれでもが安心していけるような地域で保健・医療や福祉サービスの基盤を確かなものにします(後略)」とも記されている。(つまり、これまで障害のある人に対する健康づくりの施策が手薄であった。)

なお、ここでいう「保健・医療や福祉サービスの基盤」とは、梅ヶ丘拠点整備において設置された「世田谷区立保健医療福祉総合プラザ」(通称:うめとぴあ)を指している。本構想の実現のため、「区民が区政に参加する機会を数多くつくる」とも明記し、基本理念にも、「区民が公共サービスを担う」ことも示している。つまり、当法人が公益認定を受けることにより、保健センター(フォーマルな制度を提供)と当法人(インフォーマルなサービスの開発)とが障害者支援の担い手として活動できることを意味している。(公益認定の意義)

これまでに手塚理事長は、保健センター、世田谷区社会福祉財団及び世田谷区社会福祉協議会並びに世田谷区保健所等から、さまざまな相談を受けている。このことは、当法人の日々の活動

